平成２２年（フ）第７９２号
茨城県水戸市酒門町3294番地の１　イーストディール201号
債務者　檜山　　徹
１　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７９７号
茨城県水戸市堀町2023番地の272
債務者　阿久津和子
１　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８０１号
茨城県ひたちなか市東石川3378―16、住民票上の住所東京都板橋区前野町２丁目８番９号
債務者　阿部　　博
１　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８０４号
茨城県ひたちなか市松戸町２丁目12番１―103号　市営松戸アパート
債務者　西野　　修
１　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８１０号
茨城県笠間市湯崎651番地２
債務者　吉野　壽矩
１　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８２２号
茨城県水戸市元吉田町2793番地の２　レジデンスソフィア205号、旧住所茨城県水戸市住吉町22番地の29
債務者　大貫百合子
１　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８２６号
茨城県水戸市平須町1775番地の３
債務者　根本　澄枝
１　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８３１号
茨城県ひたちなか市松戸町２丁目３番８号　ディアプレイス松戸Ａ102号
債務者　大和田一夫
１　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４号
茨城県ひたちなか市勝田泉町14番18号　清水マンション202号、旧住所茨城県ひたちなか市大字田彦414番地12
債務者　前田　勝利
１　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１３号
茨城県水戸市笠原町1758番地の３　ジョイフルハイツ１棟202号
債務者　清水　美香
１　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５号
茨城県石岡市柿岡1439番地３
債務者　松川　洋治
１　決定年月日時　平成23年１月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第８号
茨城県つくば市大651番地１、前住所茨城県つくば市花室991番地７
債務者　横山　勝利
１　決定年月日時　平成23年１月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第９号
茨城県つくば市大651番地１、前住所茨城県つくば市花室991番地７
債務者　横山　敏子
１　決定年月日時　平成23年１月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１３７号
千葉県茂原市茂原1581番地20
債務者　仲村　良子
１　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第６６２号
金沢市畝田中１丁目45番地　トマトハイツＢ102号、従前の住所金沢市畝田東２丁目49番地
債務者　荻野　有造
１　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６６７号
金沢市安江町３番26号　武蔵パリエ501号室、従前の住所石川県かほく市高松フ117番地
債務者　畑　　勝彦
１　決定年月日時　平成23年１月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６６８号
金沢市安江町３番26号　武蔵パリエ501号室、従前の住所石川県かほく市高松フ117番地
債務者　畑　　洋子
１　決定年月日時　平成23年１月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで　金沢地方裁判所